



財団法人 京都市文化観光資源保護財団

# 会報

も く じ

特集

京都の伝統民家と町家 3

京町家の完成

京都府立大学教授 大場 修

3

寄稿

京都市の管理する史跡について 9

京都市文化市民局文化芸術都市推進室

文化財保護課保護第二係長 長谷川行孝

9

保護財団の活動

12

2008.7.1

95







## 就任ごあいさつ

財団法人京都市文化観光資源保護財団

理事長 山口昌紀

このたび、前理事長上山善紀氏の後任として、理事長に就任することとなりました。微力ではございますが、本財団活動の一層の充実を図るため、努力してまいる所存でございますので、関係各位におかれましてはご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

上山前理事長は、関西財界の要職を歴任されるなど公務ご多端の中、平成2年のご就任以来18年の永きにわたり、理事長として本財団の発展にご尽瘁されてされました。ここにそのご功績に対し、深甚の謝意を表したいと存じます。

さてご高承のとおり、京都には、平安建都千二百年の記念すべき年に世界文化遺産の登録を受けた「古都京都の文化財」をはじめ、長い歴史に培われた文化遺産、観光資源が数多く存在しております。本財団は、これら貴重な文化観光資源を後世に継承していくため、各界有志のご賛同のもとに、京都市の出捐金をはじめ全国から寄せられた寄付金を基金として、昭和44年に設立されたものであります。

以来今日まで39年間にわたり、葵祭・祇園祭・大文字五山送り火・時代祭の京都四大行事をはじめ、伝統行事・伝統芸能の保存および催行に対する助成や、建造物・美術工艺品など文化財の修理・保全に対する助成、文化観光資源を守り育てる思想の啓蒙普及などを鋭意進めてまいりました。

国民的資産ともいふべき文化遺産を次代に引き継いでいくことは、まさに現代に生きる我々の重大な責務であり、関係各位の熱意とご尽力のお陰をもって本財団が果たしてまいりました多くの成果を振り返りますとき、本財団の役割の大きさを改めて確信する次第であります。

会員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、引き続き暖かいご理解と一層のご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

## 特集

京都の伝統民家と町家3

## 京町家の完成

大場 修

### 1. 卯建の衰退

江戸時代も中頃に入ると、京の町家はそれまでの華麗で少々装飾過多の形式から、外連を廃し様式の洗練へと向かう（高橋康夫『京町家・千年のあゆみ』学芸出版社、2001年）。外観から派手な装飾が削ぎ落とされ、統一と均斉のとれた町並を指向する町家様式が成立する。その背後には町衆による自己規制の風潮の高まりと美意識の変化があった。建築材料の規格化・標準化、大量生産の進展など、町家を建てる技術の変化もそれを助けた（日向進『近世京都の町・町家・町家大工』思文閣出版、1988年）。華やかな外観が廃れるに伴い、卯建は時代遅れとなり流行らなくなる（図1）。

卯建の衰退は京都に限らない。この頃の京町家の行き方は近畿のみならず日本の諸都市の町家に影響を与えたようで、近世中期以降、各地の町家から卯建は姿を消してゆく（大場『近世近代町家形成史論』中央公論美術出版、2004年）。そもそも近世初頭、日本の主要な都市に

出現した卯建の町家は、京町家の形式が移入されたものである（筆者はこれを「京都型町家」と呼ぶ）。その意味で、京町家は日本各地の町家形式をリードする存在であり続けたといえよう。

今に残る京町家を近世初頭の町家と比較してみると、その外観は地味で個性に欠けると言わざるをえない。禁欲的でさえある。他都市の町家では、例えば二階の虫籠窓は木瓜型など様々な形の額縁で縁取り、一階の出格子には多彩な組子の意匠を施すなど、それなりに个性的である。装飾を極限まで排除し、個性を封じ込めた京町家の抑制的な意匠は全国的に見ても際立つ存在であり（この点は第1回でも述べた）、その潔さは今日のモダンデザインにも通ずるように思う。

その分内向的傾向は強まり、座敷の造作を中心に室内意匠が充実する。特に二階座敷は数寄屋造りを加味し、繊細優雅な接客空間が確立する。室内の様式美は、京の町衆の文化的洗練と培われた美意識の高さが反映している。

### 2. 二階座敷の確立

京町家の二階に関する史料の初見は古く大永年間（1521～28）にさかのぼり、以降町衆の住居として二階屋の記述が続くと日向進氏は指摘する（前掲『近世京都の町・町家・町家大工』）。天正年間（16世紀後半）には二階はかなり普及し、近世に入れ

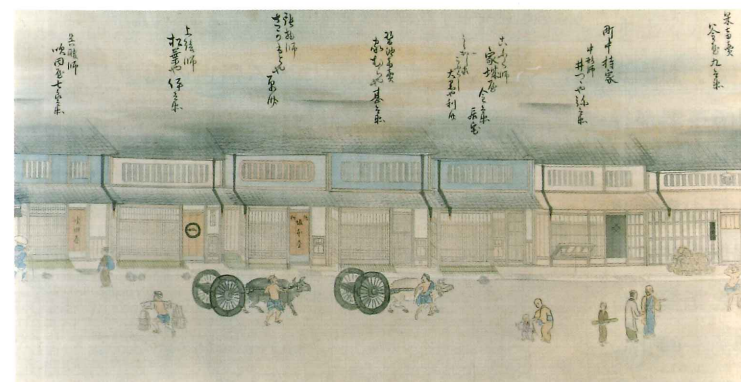


図1 「京都三条油小路絵図」  
（部分、文政3年〈1820〉、京都府立総合資料館所蔵）



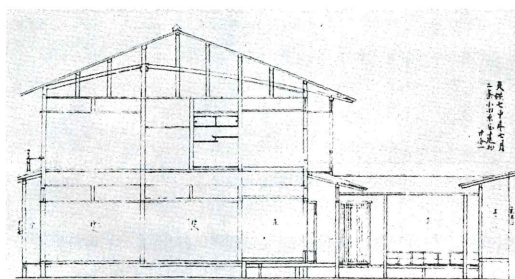


図2 二階座敷の造作がわかる断面図「二条小田原屋建築絵図」(天保7年(1836)、「田中家文書」、京都市歴史資料館寄託)

ば二階での遊興が一般化していたと同氏はいう。確かに、18世紀前期の町家指図(間取り図)には縁を備えた二階座敷が確認できるし、他の絵図にも「此上二カイ」「二カイ上り口」などと見え、表通りに並ぶ当時の町家には二階屋がかなり普及していたことが窺える。京町家ではかなり早い時期に二階建てが成立し、二階の利用が始まっていたことは確かであろう。

中世末から近世初頭にかけての「洛中洛外図屏風」を見比べると、平屋建てからいわゆるツシ二階建て(中二階建て)へと、町家形式が急速に整備されていく様子がわかる。16世紀前半の京を描く歴博甲本(町田家旧蔵本)「洛中洛外図屏風」や16世紀後半の上杉本「同図屏風」では、二階建て町家は数えるほどでしかないが、17世紀前半の舟木本(慶長期)や池田本(元和期)では二階建てが標準形となっている。

屏風絵は町家内部までは描かないが、日向氏は、16世紀後半には京町家の内部で茶湯が行われ、「ハナレザシキ」や「オク(ウラ)ザシキ」と呼ばれる接客空間が町家の住居の奥に出来ていたと言い、歴博甲本「同図屏風」にはオクザシキをもつ町家も描かれていると指摘する。さらに近世に入ると、二階での遊興も一般化し二階座敷の造作が充実していったと同氏は見る。

代々「近江屋吉兵衛」を名乗る町家大工の家

系を継ぐ田中家には、多数の住戸絵図が残されている(「田中家文書」、京都市歴史資料館寄託)。同文書の「万屋伝右衛門宅絵図」(宝暦2年、1752)には二階の間取り図も添えられ、床の間を備えた座敷(十二畳)とその前室(五畳)が二階に設けられていたことがわかる。また、時代は下るが天保7年(1836)の「二条小田原屋建築絵図」には、床の間と違い棚を備えた立派な二階座敷を描く断面図が付されている(図2、『京都府の民家』第六冊、京都府教育委員会、1971年)。

このように京町家では、中世末から近世にかけて茶湯など数寄的な生活文化の普及に伴い座敷が成立し、近世中期には二階座敷も一般化する。

田中家の町家指図を通覧すると、少なくとも近世中期以降、京町家の間取りに変化は乏しい。町家としての平面の標準形が確定する中で、一階座敷さらには二階座敷の成立は重要な建築的發展であった。それは座敷の摂取による新たな生活様式の確立を意味する。とりわけ二階座敷の成立は近世京町家の発展史にとって重要な画期であった。このような京町家の動向は、やや時間はかかるものの、他地域の町家にも影響を与えることとなる。

### 3. 京町家の構成

では、京都市中に残る最古の町家はどこか。川井家住宅(京都市中京区下立売神屋川)は最古級の町家と呼ぶにふさわしい(写真1)。当家は妙心寺道に沿って建ち、幕末までは京都の近郊集落に属する家屋である。応仁元年(1467)に建てられたという伝えを残し、以来焼けたことがないという(前掲『京都府の民家』第六冊)。とすれば日本でも有数の中世民家<sup>すこが</sup>ということになる。実際は、部材の一部は頗る古いも



写真1 川井家住宅(伝、応仁元年(1467)築、正徳年間(1711~16)改造、文政13年(1830)座敷増築、中京区下立売神屋川)

の、正徳年中建立再造替」と記された棟札から、正徳年間(1711~16)の大改造でほとんど造り替えられたことがわかる。さらに文政13年(1830)には座敷棟が増築されている(棟札「文政十三戌寅三月上棟」より)。

しかし、残された柱や梁は確かに中世にさかのぼる古さである。しかも構造形式からは当初は茅葺きで、しかも妻入<sup>つまいり</sup>屋根であったろうと報告書は指摘する。この形式は洛西から丹波の山間部に広く分布する「摂門型」という妻入の農家住宅の形式と類似する。この町家は、元々は京都近郊の街道集落に建つ農家型住宅であったと見るのが妥当であろう。



写真2 堀井家住宅(「大市」、宝永5年(1708)の大火後、上京区下長者町通千本西入六番)

いずれにせよ、この町家は中世の古材を残す点で貴重であるばかりか、改造の時期でさえ江戸中期であり、京都の町家の中で破格に古いのである。

近世後期、京都市中は二度の大火を被った。天明8年(1788)の通称「団栗焼け」と、元治元年(1864)の「どんと焼け」である。そのために近世の町家は市中には少ないと考えられている。しかし、西陣はこれらの大火を免れた地域である。

堀井家住宅(上京区下長者町通千本西入六番町)は、創業が元禄年間という料理屋「大市」として知られている(写真2)。当家を含む付近一帯は、宝永5年(1708)の大火を契機とした禁裏の拡張に伴い周辺住民が移住して来たとの伝えがあり、事実同家には宝永6年の町絵図(嘉永2年の写し)が残されている(『京の住まい』京都市文化財保護課、1993年)。

堀井家の主屋は、老舗に違わぬ古さを感じさせる。まず外観は立ちがずいぶんと低い。しかも、向かって右手には珍しく卯建を掲げていて、入口には大戸を吊り表構えは古風である。内部は通り土間に沿って3室の部屋を一行に並べるが、その天井は低く、しかも座敷を除いて根太天井という市中の町家には見かけない農家風の形式を持つ(座敷は棹縁<sup>さおぐち</sup>天井)。一方、柱は母屋まで達する通し柱で京町家独自の構造の特徴をよく示している。しかも、柱や梁などの部材が総じて細くて古いことは一目で了解される。

いずれの特徴もこの町家が相当に古いことを示している。筆者は当地に移転した宝永年間にまでさかのぼる遺構と見る。堀井家住宅は小型で標準的な京町家の典型であり、その最古級の事例と見なされるので、文化財としての価値が高く貴重である。

市中における近世の町家としては、他に鳥彌<sup>とりや</sup>三(下京区西石垣通り四条下る斉藤町、登録有





写真3 鳥彌三（登録有形文化財、天明8年〈1788〉大火後の再建、下京区西石垣通四条下る芥藤町）

形文化財）を挙げておこう（写真3）。鳥彌三も鳥料理の老舗料亭である。団栗橋西詰の南寄り、高瀬川に面した西石垣通りに店を構えたのは天明8年（1788）、天明の大火直後であるとされる（家伝）。筆者らの調査で主屋は18世紀後期にさかのぼると判断された。裏手は賀茂川に接し、古くから夏には床を張り出す様子が古写真にも写されている（『京都百年パノラマ館』淡交社刊、1992年）。

一階は格子、二階はほぼ全面に手摺を通してすだれ簾を下げ、伝統的な料理屋の店構えがよく残る。内部は通り土間の一角に二階への大階段と大きな台所を設ける点に、料理屋としての特徴的な構成を見せる。二階が発達している点も同様である。客間を表裏に設け、裏は賀茂川を望み表では高瀬川を縁越しに見下ろすという、賀茂河畔の立地を生かし眺望を意図した客間配置が窺える。このように鳥彌三は料亭建築の典型例である。同時に、その基本構成はあくまでも一般的な京町家に倣っていることもわかる。

さて、京都市内で重要文化財の町家は、前回取り上げた角屋に加え滝澤家住宅（左京区鞍馬本町）と小川家住宅（中京区大宮通御池下）がある。

滝澤家住宅は、京都市中からは離れた鞍馬寺の門前町に位置している。付近一帯には市中と

変わらない形式の町家が今も多く建ち並ぶ。今は瓦葺きであるが、かつては板葺きの家並で、京都市中の町家の古い形式を比較的長く保持してきた。

滝澤家は炭問屋であったともいい、<sup>きとうふだ</sup>祈祷札から宝暦10年（1760）に建てられたことが知られている（ただし、二階は後の改造によるもの）。屋根は元板葺きで、両袖に卯建をあげている。建った当初の表構えは京町家の古式を受け継ぐものであった。しかもこの家は、前述の堀井家住宅より間口と奥行は少し大きいものの、市中の標準的な町家の状況をよく伝えている。それゆえ、この町家是大火で失われた近世京町家の典型事例と評されるのである（写真4）。

一方の小川家は二條陣屋の名の方が通りがよい。江戸時代は御用商人を勤め、諸大名の旅宿



写真4 滝澤家住宅（重要文化財、宝暦10年〈1760〉築、左京区鞍馬本町）



写真5 小川家住宅（二條陣屋、重要文化財、中京区大宮通御池下）

にも当てられ、そのためか裏手に客室が長く続き、市中の町家としては最大級の規模を有している（写真5）。寛文10年（1670）に創建されたという（家伝）由緒を誇る建物で、数少ない大型の近世町家であるとともに、大広間を始めとする客室部の造作意匠にも優れ見所は多い。しかも、防犯・防災の面でも様々な工夫が施されるなど興味が尽きない。

小川家住宅は、実は表の店構え、すなわち「表屋」を失っている。市中に残る伝統的な京町家にはこの表屋を持つ「表屋造り」が多い。このことも京町家の重要な特徴である。京都市指定有形文化財である杉本家住宅（下京区綾小路通新町西入矢田町）と長江家住宅（下京区新町通綾小路下る船鉾町）はその代表例である。

杉本家は「奈良屋」の屋号を持つ寛保3年（1743）以来の呉服店で（創業当初は四条烏丸付近）、明和4年（1767）に現地に移転されたという。主屋は明治3年（1870）に上棟された市内で最大規模を誇る町家である。主屋の他に大蔵・隅蔵・中蔵などが路地庭や座敷庭とともに配され、明治中期にはさらに増築棟がこれに加わり間取りは複雑である。しかも、主屋には独立した立派な仏間が備わるなど、普通の町家には見られない大店としての特色が随所に窺える（写真6）。

長江家住宅は、南北の二棟で構成されている（写真7）。北側（写真右手）の棟は、元治の大火後の慶応4年（1868）に再建されたもので、標準的規模の通り土間式の町家である。一方の南棟は明治40年に表屋造りの形式で建て増された棟である。筆者が目にするのは、通り土間裏手の「はしりにわ」の様子である。ここには、井戸やはしり（流し）、おくどさん（竈）などのお勝手廻りの構成が、上部の吹き抜け（「火袋」と呼ばれる）の梁組とともによく残されていて、明治後期の京町家の暮らしがよ



写真6 杉本家住宅「奈良屋」（京都市指定有形文化財、明治3年〈1870〉上棟、下京区綾小路通新町西入矢田町）



写真7 長江家住宅（京都市指定有形文化財、下京区新町通綾小路下る船鉾町、北側〈右手〉の棟は慶応4年〈1868〉再建、南棟は明治40年に増築）



写真8 長江家住宅の通り土間裏手。通称「はしりにわ」



# 京都市の管理する史跡について

## 長谷川 行孝



写真9 大塀造りの町家、旅館「十四春」(登録有形文化財、明治42年(1909)築(口伝)、下京区諏訪町曼寿院通り北入)

くわかり貴重である(写真8)。

京都市中には、通りに面していながら店を持たない形式、すなわち「仕舞屋<sup>しもたや</sup>」造りの町家も多い。特に通りに面して高い板塀を建てるいわゆる「大塀造り<sup>おおべいづく</sup>」の町家は独特の外観を構成する。

旅館「十四春」(下京区諏訪町曼寿院通り北入、登録有形文化財)は、大塀造りの町家の典型であろう(写真9)。この家は、明治42年(1909)(口伝)に医薬品業を営む経営者の本宅として建てられたらしい。通りに沿って高塀を巡らせ、主屋はやや奥に引き込んで建っている。高塀には腰高の出格子窓が付き、単調な塀の外観にアクセントを添えている。大塀造りの構えには腰高の小さな出格子窓が付きもので、大塀造りの定型である。

大塀造りは仕舞屋造り(専用住宅)であり、市中にしながら一歩奥まった落ち着いた環境を求める町家形式として成立したもので、それゆえお茶屋や旅館などの商業建築にも採用された。十四春は、大塀造りの居宅がはからずしも旅館に転用された事例である。大塀造りは表屋造りの町家から表屋を欠いた構成と見ることもできる。その意味で、大塀造りは京町家から派生した専用住居の形式と理解することができる。

なお、市内で登録有形文化財に指定されてい



写真10 大塀造りの町家事例、仲家住宅(登録有形文化財、大正5年(1916)頃築、中京区室町通御池上る御池之町)

る「大塀造り」の例としては、他に仲家住宅(大正5年(1916)頃築、中京区室町通御池上る御池之町)がある(写真10)。

### 4.京町家の可能性

京町家とは何か。その成立は少なくとも平安後期までさかのぼることは前回述べた。当時すでに京町家の基本形はできていたと見ることができる。しかし、今日の市中に建ち並ぶ京町家の完成期は、江戸時代も後期である。京町家の完成形式には研ぎ澄まされた町衆の美意識と様式の洗練が見て取れる。その完成度の高さゆえ、京町家は今日もなお日本の都市住宅の典型としての地位を保ち続けているといえる。

京町家という遺産の持つ意義はそれのみに留まらない。京町家は昨今の様々な町家再生の取り組みを喚起し、内部の用途転用に十分に耐えつつ新たな役割を發揮している。京町家に、単なる都市住宅に収まらない大きな可能性を感じるのは筆者だけではないと思う。

(京都府立大学教授)

### 史跡とは

みなさんは、史跡という言葉から何を思い浮かべますか？ 国の法律である文化財保護法の第2条に文化財の種類を六つに分類しています。その第2条の4項中の「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」を史跡と呼んでいます。すなわち、その場所や建物(いわゆる遺跡や名所旧跡)が日本の歴史を知る上で重要な所であり、歴史の教科書に取り上げられるほどの価値があると認められた場合、その土地が国の史跡に指定されます。そのためいったん史跡に指定されると法律によって厳しく守られ、土地を改変するといった現状変更には制限が課されます。逆に発掘調査などで大変重要な遺跡が発見された場合、その土地を史跡指定することにより開発から守ることが出来ます。この場合、指定地が民有地であれば、国と京都市が買い上げる制度(公有化)もあります。

また、京都市や京都府も独自の文化財保護条例を制定して、文化財の指定・登録を行っています。

4月1日現在、国指定の史跡は全国に1,596件あり、内60件が特別史跡に指定されています。京都府内に所在する史跡は60件(内51件が京都市内に所在)あり、全国2番目の指定数の多さを誇っています。また京都府指定の史跡が市内に3件、京都市指定史跡が14件、登録史跡が12件あります。これらを全部紹介することは出来ませんので、京都市文化観光資源保護財団・京都市文化財保護課・文化庁のホーム

ページを参考にして下さい。以下では主に国指定の史跡について述べます。

史跡を大別すると、今も地上に建造物や工作物があり、しかもそれらが本来の目的で使用され続けている有形の文化財を含む土地全体を指定している物件ともう既に廃れてしまって、地上にはほとんど痕跡を残していない、または当初の目的を無くしてしまった、いわゆる遺跡が指定を受けている物件に分けることが出来ます。

前者の代表例として、世界遺産「古都京都の文化財」に含まれる賀茂別雷神社(上賀茂神社)・賀茂御祖神社(下鴨神社)・教王護国寺(東寺)・醍醐寺・仁和寺・高山寺・鹿苑寺(金閣寺)・慈照寺(銀閣寺)・本願寺(西本願寺)・二条城が挙げられます。また、京都の近代化に貢献し、現在も京都市民に飲料水を供給している、琵琶湖疏水もインクライン・水路閣などの施設が指定されています。

後者の例としては檜原廃寺跡(西京区檜原内垣外町)、平安宮内裏内郭回廊跡(上京区田中町)、平安宮豊楽殿跡(中京区聚楽廻西町)、西寺跡(南区唐橋西寺町)、栗栖野瓦窯跡(左京区岩倉)、山科本願寺南殿跡(山科区音羽伊勢宿町)、醍醐寺境内(柏杜遺跡)(伏見区醍醐柏杜町)、御土居跡(北区鷹峯)などがあります。

### 公園整備された史跡

遺跡を史跡指定した後、その史跡の歴史的価値を多くの方に現地で学んでもらうための手段として公園整備があります。京都市文化観光資源保護財団が日常管理している代表的な史跡公園を二つ紹介します。





史跡天皇の杜古墳

### ■史跡天皇の杜古墳（西京区御陵塚ノ越町）

国道9号線を千代原口交差点から西方へ坂道を登って行く途中、国道の南側にあります。桂川流域を見下ろす丘陵に古墳時代前期（4世紀の後半）に築造された京都市内では大型の前方後円墳で、全長83m、後円部の直径50m、高さが7.2mあります。古墳の名称は、かつて文徳天皇（平安時代）の御陵であると言われてきたことに由来し、また墳丘に樹木が生い茂っていることで「杜」と呼ばれてきました。昭和63年（1988）から6年かけて整備事業を行い、発掘調査では、墳丘が葺石に覆われ埴輪が30cm間隔で据えられていたことが判りました。整備



史跡慍原廃寺（手前が南門跡、後方が塔跡）

にあたっては、「杜」としての景観を保持することを優先し、古墳本来の姿をイメージしてもらうための葺石の復元は部分的に留めてあります。現地は、自由に見学出来ます。

### ■史跡慍原廃寺跡（西京区慍原内垣外町）

天皇の杜古墳の南方約1kmにある慍原廃寺は、奈良時代前期いわゆる飛鳥白鳳時代（7世紀中頃）の創建で京都盆地の南部を一望に見おろす長岡丘陵の緩やかな斜面地に在ります。

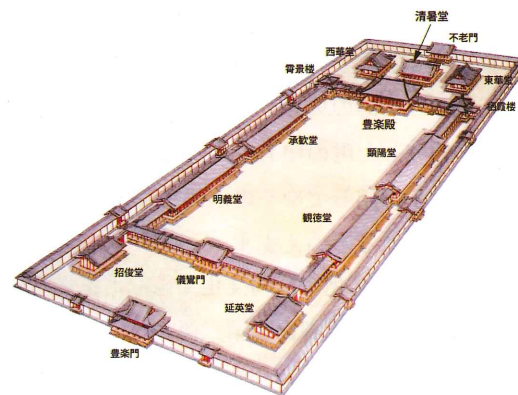
昭和42年（1967）に市営住宅建設に先立って行われた発掘調査によって塔跡・南門跡・廊下跡・土堀跡などが発見されました。特に三重塔に推定される塔跡は、その平面形が八角形と特異で一辺が約5mあり、基壇の側面は、瓦を積み上げた瓦積基壇と呼ばれる工法で仕上げられていました。また基壇中央の地下約2mの所から塔の中心柱を支えるための巨大な礎石（心礎）が発見されています。昭和46年（1971）に史跡指定され翌年には塔跡の基壇復元や門・廊下等の遺構明示を施した史跡公園としてオープンしています。

### 京都の中心部にある史跡

延暦13年（794）に都が平安京に移り、その北奥の平安宮という区画の中に、今で言う中央官庁と皇居が建設されました。

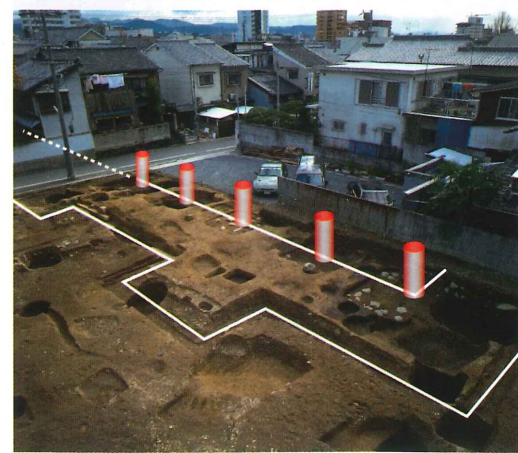
この平安宮の中心にある国家の中枢施設が朝堂院（千本丸太町交差点南側一体）であり、その中核建物が今の国会議事堂に該当する大極殿です。そしてこの朝堂院の西側に建設されたのが豊楽院という国家の饗宴施設で、大嘗祭や天皇が外国の使者を迎えての宴会の場として使われました。

この豊楽院の中心施設である豊楽殿の一角（北西隅）が昭和62年（1987）にマンション建設に先立って発掘調査されました。その結果、



豊楽院復元図

礎石を据え付けるための一辺が2m以上もある穴や建物の外装を整える基壇の化粧材や2箇所の階段跡が発見され、豊楽殿は東西39m、南北16m、基壇規模で東西46.5m、南北23.3mある巨大な建築物であることが初めて明らかになりました。豊楽殿は大極殿に次ぐ規模を有する当時の最高技術を持って建設された建築物であり、その遺構の重要性から平成2年（1990）に史跡平安宮豊楽殿跡として指定され、土地は公有化されました。公有化した土地は、豊楽殿全体の規模からすると1/6程度にすぎません。そのため、現在は豊楽殿の位置が判るように建物の外周をブロック積みで明示し、その中に芝を張った仮整備の状態で管理しています。



豊楽殿北西隅発見の階段及び礎石据付穴（北西から）

ところで、この豊楽殿のすぐ北側を昨年の夏に発掘調査し、今度は豊楽殿の北側に在った清暑堂という建物の南縁や階段跡を発見しました。豊楽殿とは廊下で繋がっていたことも判明し、ここも史跡に指定しようということになりましたが、発見された遺構が豊楽殿ではなく清暑堂であることから従来の史跡平安宮豊楽殿跡では、名称が異なるためそのままでは追加指定することが出来ませんでした。平安宮跡は、上京区から中京区にかけての住宅密集地に広がる遺跡で豊楽殿のように一つの遺構が複数の民有地にまたがっています。発掘調査は、民家の建替えや宅地開発など民意によって突発的に生じます。しかも遺構の残り具合が、実際に掘ってみたいと判りません。今後も、平安宮の中で重要遺構が突然、発見され、史跡指定に至るケースも十分あり得ます。そのため、将来の史跡指定に柔軟に対応することが出来るよう文化庁・京都府と協議を重ね平安宮内にあるもう一つの史跡（平安宮内裏内郭回廊跡）と史跡の統合を図りさらに名称変更を行う申請を行い、平成20年5月16日の文化庁審議会において「史跡平安宮跡 内裏跡・豊楽院跡」と名称変更され、新発見の清暑堂の地は、この一本化された史跡に追加指定されることが決まりました。



清暑堂南階段及び基壇南縁（南東から）



## 京都市が管理する史跡の今後について

京都市が管理する史跡指定地には既述のように公園整備された所もありますが、開発から遺跡を保存するために公有化し、現在はフェンスで周囲を囲み更地として管理しているだけの土地も実は多くあります。栗栖野瓦窯跡、醍醐寺（栢ノ杜遺跡）、山科本願寺南殿跡、御土居、榎原廃寺（北半部）などがそれに該当します。こ

れらの未整備の史跡を公園整備するには、多額の費用を要しますが、京都の歴史を現地で体感してもらうための場として公開していくことや前章で紹介した町の中心部にある狭小な史跡指定地をどう活用してゆくのかが京都市のこれからの課題であるといえます。

（京都市文化市民局文化芸術都市推進室）  
文化財保護課保護第二係長

## 保護財団の活動

### 第63回理事会・評議員会を開催

第63回理事会・評議員会を34名の役員出席のもとに開催し、役員の一部異動、平成19年度事業報告並びに収支決算、平成20年度事業計画並びに収支予算（案）、任期満了に伴う役員の改選についてそれぞれ承認されました。会議終了後には、平成19年度伝統行事・芸能功労者表彰並びに文化観光資源保護協力者感謝状贈呈式を行いました。



受賞された皆さん

### 役員の変動

#### 理事長に山口昌紀理事が就任される

当財団の活動ははじめ京都の文化観光資源の保護に長年にわたりご尽力をいただけてまいりま

した上山善紀理事長が任期満了をもって退任され、後任には評議員会において山口昌紀理事（近畿日本鉄道株式会社会長）が選任されました。なお、上山善紀理事長は、顧問に就任されました。

### 新公益法人制度への移行に向けて準備を進める

本年12月に施行されます新公益法人制度について、当財団では公益認定法人への移行に向け、その対応と準備を事務局で進めていきます。

### 平成19年度 助成事業

#### 文化観光資源保護事業をはじめ69件に総額6,473万円を助成しました

平成19年度におきましては、助成申請がありました建造物、美術工芸品などの文化観光資源保護事業や伝統行事・芸能の保存及び執行事業計69件に対しまして、総額6,473万円の助成を行ないました。

※助成事業をはじめ平成19年度の事業内容につきましては、本会報別冊の平成19年度活動報告に詳しく掲載しておりますのでご覧下さい。

## 京都市文化観光資源保護財団のロゴマークについて



当財団のロゴマークを、発行印刷物やインターネットホームページなどにおいて掲載しています。このロゴマークは、平安京を表現した「方形」に、文化財愛護のシンボルマークと「京」の文字となるマークを象徴にしたデザインになっています。京都盆地の自然を「緑」に、日本建築を「茶」と「朱」であらわし、千有余年にわたり保存継承されてきた京都の文化遺産の情景を、形と色で表現したものです。事業活動を広く知っていただくため、今後普及に努めていくことにしています。

### 京都の文化財を身近に感じていただくために“京の文化財グッズ”を作製

多くの皆さんに京都の文化財や文化遺産を身近に感じていただき、当財団が行う活動への支援、協力の輪を更に広げていくため、今年度から新しい事業の取り組みとして“京の文化財グッズ”の作製を企画しています。作製してまいりますグッズは、身近で使っていただけるものをコンセプトに、京都市指定文化財をはじめ当財団が助成を行ったものなどを対象に、いずれもロゴマークを取り入れてデザインし、今後毎年数種類の作製を予定しています。会員の皆様には、当事業の取り組みに対しご支援、ご協力をいただきますようお願い致します。



—京の文化財グッズ「マグネット」—

## 文化財特別鑑賞のご案内

### ■文化財の住まい「旧上田恒次家住宅」を訪ねて

国登録有形文化財「旧上田恒次家住宅」の文化財特別鑑賞を、当家のご協力により下記のとおり実施します。

陶芸家の故 上田恒次氏が昭和初期に自ら設計した民藝風意匠の工房兼居宅で、主屋や工房、登り窯などを見学していただきます。



◆日時：10月4日（土）午前10時・11時・

午後1時・2時の時間帯により計4回

◆場所：旧上田恒次家住宅（左京区岩倉）

◆定員：各回25名 計100名（会員本人様のみ）

※上記の事業では、案内・説明など「京都の文化財を守る会」ボランティア部会の皆様にご協力いただきます。

### 申込方法

上記の文化財特別鑑賞事業に参加ご希望の方は、当会報に同封しています申込用ハガキ又は、当財団ホームページ会員サイトからお申込下さい。

◆申込資格：会員本人様に限る

※なお、申込多数の場合は抽選とし、当選者の方のみ案内状を9月中旬頃、送付させていただきますので、ご了承下さい。

◆申込締切：9月10日（水）必着



## ご案内

### ■刊行物『京都市文化財ブックス第22集

#### 「杣の国—京北・文化財のしおり—」

平成17年4月、京都市と合併した旧京北町地域に残る文化財を詳しく紹介した、京都市文化財ブックス第22集「杣の国—京北・文化財のしおり—」(A4判・カラー・92頁)が京都市より発行されました。ご希望の方は、事務局にて販売しています。(1,500円、郵送申込不可)

### ■大文字五山送り火の『扇子』と『絵はがき』

大文字五山送り火協賛会より扇子(2,000円)と絵はがき(5枚組・200円)が、販売されます。今年は、画家片山侑胤かたやまゆうりん氏が描いた送り火の作品が図柄になっています。又、これまで製作されました絵はがきもございますので、ご希望の方は、京都市観光協会情報センター(TEL 075-752-0227)までお問い合わせ下さい。

### 助成文化財の紹介—表紙写真解説—

おおはらはつきくおどり  
大原八朔踊

(大原伝統文化を守る会・京都市登録無形民俗文化財)



大原八朔踊は、京都市左京区大原に伝わる民俗芸能で、地元の江文神社えぶんにおいて、宮座行事として行われるもので、かすりの着物にすげ笠をかぶった宮座に加入早々の青年(15,6歳)達によって踊られます。大原8ヶ町の人々が町名を書いた高張提灯を手に江文神社へと向かい、神社の石段下に集まると一同が伊勢音頭を唄いながら石段を上がり、境内へ入るとションガイナが唄われ、続いて各町からの音頭取りが、四方に斎竹を立て注連縄を張った屋台に上り、楽器を一切用いない特有の道念音頭みねうたが唄われると、屋台を中心に輪になって踊りが奉納されます。当財団では、大原八朔踊の保存と活用のため助成を行っています。(撮影：中川修一)

日時 9月1日に近い土曜日 午後8時～  
場所 江文神社(左京区大原野村町)  
問合せ先 大原観光保勝会 TEL 075-744-2148

インターネットホームページ  
<http://www.kyobunka.or.jp>

当財団の事業活動をはじめ、京都の文化財や文化遺産などを取り上げ京都の魅力を国内外に発信しています。又、会員専用ページでは、会員皆様からのお便りや情報交換なども掲載しています。

### 京都の文化遺産を守り伝えるための募金に

#### —皆様の更なるご支援をお願いします—

京都の文化遺産を大切に次の世代に守り伝えるために、皆様からお寄せいただきます募金をもとに建造物・美術工芸品などの文化観光資源や伝統行事・芸能の保存執行などに対し助成事業を行っています。今後とも事業活動を維持発展させていくため、皆様からの追加募金や、新規会員募集の呼びかけにも一層のご支援、ご協力をお願い致します。

※お知り合いの方で入会をご希望される方がおられましたら活動を紹介していますパンフレットなどご送付しますので、事務局までご連絡下さい。

### お願い

寄付金にご協力をいただく際には、新しい納付書をご利用下さい。なお、納付書が必要な方は、送付致しますので事務局までご連絡下さい。

### 編集後記

編集の都合上、発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。本号より表紙にロゴマークを入れ、題字を山口昌紀理事長に揮毫いただくなど一部デザインを新たに致しました。当財団の活動にご理解をいただけるよう事業内容などより詳しくご紹介するなど今後とも、より良い内容の会報にしていきたいと存じますので、皆様もご意見やご希望などご遠慮なくお寄せ下さい。お待ちしております。

### 会報

No.95

2008.7.1

会報題字／理事長 山口昌紀  
会報表紙／大原八朔踊  
表紙撮影／中川修一

編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団  
〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13 京都館内  
URL <http://www.kyobunka.or.jp>  
TEL:075(752)0235 FAX:075(752)0236